

奈良県告示第六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、北郡
山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があ
った。

令和七年五月十六日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	高塚 康文	大和郡山市北郡山町三三二
〃	植木 奉成	〃 城北町一―一
〃	松下 悦子	〃 北郡山町七二九
〃	辰野 彰欣	〃 九条平野町一―三
〃	南本 忠夫	〃 九条町八〇二―二
監事	野村 秀和	〃 北郡山町六五〇
〃	坂口 千久子	〃 北郡山町一八二―二五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	野村 秀和	大和郡山市北郡山町六五〇
〃	太田 善康	〃 城北町二―三一
〃	松下 かおり	〃 北郡山町七二九
〃	辰野 彰欣	〃 九条平野町一―三
〃	菊岡 洋之	〃 柳町一―一二
監事	高塚 康文	〃 北郡山町三三二
〃	吉川 攝	〃 柳町四〇六―五―A二〇一